

市役所開庁時間

■月～金曜日/午前9時～午後5時30分

■土曜開庁日/午前9時～午後0時

第1・第3土曜日に、市役所とニュータウン連絡所を開庁しています。取り扱えない業務もありますので、事前に問い合わせてください。

5月の土曜開庁日

7日

21日

公共施設連絡先

かけ間違いにご注意ください

市役所（代表）	☎072-366-0011
税務グループ	
（収納）	☎072-349-9400
（固定資産税）	☎072-349-9401
（市民税・軽自動車税）	☎072-349-9402
福祉グループ	
（身体障がい）	☎072-349-9407
（知的障がい）	☎072-349-9408
（精神障がい）	☎072-349-9409
高齢介護グループ	
（介護認定）	☎072-349-9418
（介護認定以外）	☎072-349-9416
保険年金グループ	
（国保賦課収納）	☎072-349-9470
（国保給付）	☎072-349-9471
（後期高齢）	☎072-349-9472
（福祉医療）	☎072-349-9472
（国民年金）	☎072-349-9473
市民窓口グループ	☎072-349-9480
社会教育グループ	☎072-349-9481
大阪狭山水道センター	☎072-349-9487
（水道お客様センター）	☎072-349-9476
ニュータウン連絡所	☎072-366-0011
市立コミュニティセンター	☎072-366-0077
SAYAKA ホール	☎072-365-8700
市立公民館	☎072-366-0070
図書館	☎072-366-0071
保健センター	☎072-367-1300
さやま荘・さつき荘	☎072-367-1300
狭山池博物館・郷土資料館	☎072-366-2022
総合体育館	☎072-367-8891
池尻体育館	☎072-365-5250
ふれあいスポーツ広場	☎072-365-7303
社会教育センター	☎072-368-2081
市民ふれあいの里	☎072-368-0121
社会福祉協議会	☎072-366-1616
堺市大阪狭山消防署	☎072-367-1761
消防署ニュータウン出張所	☎072-366-0055
市民活動支援センター	☎072-368-0119
基幹相談支援センター	☎072-366-4664
地域包括支援センター	☎072-365-1144
ニュータウンサテライト	☎072-368-9922
生活サポートセンター	☎072-366-5566
きらっとぴあ	☎072-368-9955
（男女共同参画推進センター）	☎072-247-7047
ぽっぽえん	
（子育て支援センター）	☎072-360-0022
UPっぱ（子育て交流ひろば）	☎072-360-4320
（世代間交流ひろば）	☎072-360-4321
富田林保健所	☎0721-23-2681
黒山警察署	☎072-362-1234

相談内容 ☑=予約制

とき（指定日以外の休日を除く）

市民相談・人権いろいろ相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
☑弁護士による無料法律相談（オンライン相談可）	11日（水）・18日（水）・25日（水）午後1時～4時
☑司法書士による無料相談（オンライン相談可）	16日（月）午後1時～4時
☑人権擁護委員による相談	19日（木）午後1時～4時
行政相談	9日（月）午後1時～4時
市民相談・人権啓発グループ ☎366-0011・FAX366-0051	
☑専門の女性カウンセラーによる女性のための相談（自認する性が女性の人対象）	2日（月）・10日（火）午後1時～4時、21日（土）午前9時30分～午後0時30分、24日（火）午前10時30分～午後1時30分
電話相談「女性のためのよりそいホットライン」（必要な人に生理用品を提供しています）	9日（月）・17日（火）・23日（月）午前10時～午後5時（午後4時30分まで受け付け） 相談専用電話番号 ☎090-2112-3970
きらっとぴあ ☎247-7047	
DV相談専用ダイヤル	月～金曜日午前9時30分～午後5時30分
市民相談・人権啓発グループ ☎349-8819	
児童家庭相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分、7日（土）・21日（土）午前9時～午後0時、月～金曜日午前9時30分～午後5時（UPっぱ（子育て交流ひろば）のみ）
☑ひとり親家庭相談（子育て支援グループのみ）	
子育て支援グループ ☎366-0011、または UPっぱ（子育て交流ひろば） ☎360-4320	
ひとり親家庭相談	7日（土）・21日（土）午前10時～午後0時
身体障がい者相談	13日（金）午後1時～4時
さつき荘 ☎366-2022・FAX366-0880	
知的障がい者（児）相談（電話相談）	21日（土）午後1時～2時
高嶋 ☎0743-25-8131	
電話・面接育児相談	月～金曜日午前9時～午後5時
市立こども園 ☎366-0080	
☑発達のサポートが必要な中学3年生までの子どもに関する相談「手をつな Go!」	月曜日午前10時～午後5時、水・木曜日午前10時～午後0時
ぽっぽえん ☎360-0022	
妊婦および就学前の子どもの子育てに関する相談（予約可）	月～金曜日午前10時～午後5時
ぽっぽえん ☎360-0022、電子メール（poppoen@city.osakasayama.osaka.jp）も可 UPっぱ（子育て交流ひろば） ☎360-4320、電子メール（upp@city.osakasayama.osaka.jp）も可	
☑消費生活相談員による消費生活相談	月～金曜日午前10時～午後0時・午後0時45分～4時
消費生活センター ☎366-2400（産業振興・魅力創出グループ内）	
☑社会保険労務士による労働相談（年金・社会保険の相談も可）	17日（火）午後1時～4時
産業振興・魅力創出グループ ☎366-0011	
☑就労支援コーディネーターによる就労支援相談（就職のあっせんは不可）	月～金曜日午前9時～午後5時
地域就労支援センター ☎366-6789（産業振興・魅力創出グループ内）	
☑若者の就労・自立相談（15～49歳の若年無業者と家族・保護者が対象、家族・保護者のみの相談も可）	11日（水）・18日（水）午前10時～午後0時
南河内若者サポートステーション ☎0721-26-9441	
☑進路・教育相談	月～金曜日午前9時～午後5時
フリースクールみ・ら・い ☎368-0909、または学校教育グループ ☎366-0011	
介護電話相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分、7日（土）・21日（土）午前9時～午後0時（ニュータウンサテライトのみ）
地域包括支援センター ☎365-2941、またはニュータウンサテライト ☎366-5566	
心配ごと相談（日常生活における悩みの相談）	2日（月）・16日（月）午後1時～4時
社会福祉協議会 ☎367-1761	
コミュニティソーシャルワーカーによる福祉なんでも相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
社会福祉協議会（本庄・山原 ☎367-1761）	
障がい者相談支援事業所による障がい者相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
基幹相談支援センター（身体・知的・精神・難病） ☎365-1144、 相談支援センターぱるぱる（身体・知的・難病） ☎368-8666、地域活動支援センターいーず（精神） ☎367-0033	
精神保健福祉相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
福祉グループ ☎349-9409	
きこえない・きこえにくい人のFAX福祉相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
福祉グループ FAX366-9696	
生活・仕事・自立相談（生活や仕事などに関する悩みの相談）	月～金曜日午前9時～午後5時30分
生活サポートセンター ☎368-9955	

STOP コロナ差別!! コロナいじめ!! #正しい理解を #差別はやめよう

福祉

さやりんおれんじカフェ

認知症の人や家族、地域の人など、だれでも気軽に集まり、仲間づくりや情報交換をする場です。オレンジ色ののぼりが目印です。

カフェ一覧 ※いずれも利用料100円

さくらあつたかカフェ ☎288-4381

とき 8日(日)午後2時～4時 **ところ** さくらの杜・半田(半田三丁目)

げんきカフェ ☎366-6535

とき 11日(水)午後2時～4時30分 **ところ** げんき館(茱萸木三丁目)

カフェおもちゃ館 ☎365-6688

とき 14日(土)午後2時～4時 **ところ** リハビリデイサービスおもちゃ館(西山台六丁目)

くみのきカフェ ☎368-2772

とき 月～金曜日午後2時～4時 **ところ** 特別養護老人ホームくみのき苑(東茱萸木四丁目)

カフェ笑(しょう) ☎320-8268

とき 1日(日)・15日(日)午前10時～午後3時 **ところ** デイサービス笑狭山(大野台七丁目) ※モーニングは利用料300円

里カフェ ☎365-5878

とき 12日(木)・26日(木)午後1時～4時 **ところ** 介護老人保健施設さやまの里(岩室二丁目)

問い合わせ 高齢介護グループ ☎349-9416

サロンさやま

身体障がい者が集える場所です。お互いの経験や思いを共有してみませんか。

とき 21日(土)午後1時～3時 **ところ** さやま荘・大広間 **対象** 市内に住んでいる身体障がい者と支援者 **参加費** 100円(お茶代など) **定員** 30人(当日先着順)

問い合わせ 身体障害者福祉協議会事務局(社会福祉協議会内) ☎366-2022・FAX366-0880

「カフェさつき」5月の営業日

とき 18日(水)午前11時～午後2時 **ところ** さつき荘 **メニュー** さつきカレー／300円、ランチセット(ドリンク付き)／400円、ドリンク(コーヒー・紅茶など)／150円

障害者地域活動支援センター「さつき」では、日中活動や「カフェさつき」のボランティアを募集しています。
問い合わせ 障害者地域活動支援センター「さつき」 ☎366-2022

戦傷病者見舞金を支給します

戦傷病者手帳を持つ人に、戦傷病者見舞金を支給します。該当する人は、戦傷病者手帳、印鑑、預金通帳など振り込み先の口座番号が確認できるものを持って、市役所生活援護グループで申請してください。

申請期間 6日(金)～20日(金) **対象** 6月1日現在、3か月以上市の住民基本台帳に記録されていて戦傷病者手帳を持つ人 **支給額** 1人8,000円(年額)

問い合わせ 生活援護グループ ☎366-0011

成年後見制度説明会

Zoom を使ってオンラインで配信します。

とき 18日(水)午後2時～3時 **対象** 府内に住んでいて成年後見制度を利用していない人 **内容** あなたの地域で“つながる”、“広がる”総合支援型の成年後見制度 **定員** 50人(先着順) **申し込み** 13日(金)までに件名を「憲法週間行事申込み」とし、名前(ふりがな)・参加時のニックネーム(表示名)・電話番号・質問事項(任意)を電子メール(fc.oos.jinji@wm.courts.jp)で大阪家庭裁判所

問い合わせ 大阪家庭裁判所事務局総務課 広報係 ☎06-6943-5692

下水道

下水道管調査のお知らせ

道路下に埋設している下水道管(汚水管)のマンホール蓋を開けて管内の状況調査を行います。宅地内の調査などは行いません。調査期間中は、騒音や交通規制などでご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。詳しくは、市ホームページを確認してください。

調査期間 9日(月)～6月30日(木)午前9時～午後5時 ※交通量が多い箇所は夜間(午後9時～午前5時)

問い合わせ 下水道工務グループ ☎366-0011

まちづくり

生涯学習推進計画を策定

平成19年3月に策定した「大阪狭山市生涯学習推進計画」から10年以上が経過し、SDGsなどの国際的動向や人生100年時代を見据えた生涯学習の推進という国の動向、日々

変化する社会情勢に対応しながら市の生涯学習事業をさらに充実させるため、「大阪狭山市生涯学習推進計画(令和4年3月)」を策定しました。

【計画の閲覧場所】

市役所公民連携・協働推進グループ、情報公開コーナー、ニュータウン連絡所、市民活動支援センター、図書館、市立公民館、社会教育センター、総合体育館、さやま荘、郷土資料館、UPつづ、市ホームページ

問い合わせ 公民連携・協働推進グループ ☎366-0011

大阪狭山市公共施設等総合管理計画を改定

市では、平成28年3月に「大阪狭山市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設マネジメントの取り組みを進めてきました。また、国において公共施設等総合管理計画の策定指針が改訂され、新たに計画に記載すべき項目などが追加されました。指針の改訂内容との整合性を図り、市の取り組みの進捗に合わせた計画の見直しを行うため、大阪狭山市公共施設等総合管理計画を改定しました。

【計画の閲覧場所】

市役所行財政マネジメント室、市ホームページ **問い合わせ** 行財政マネジメント室 ☎366-0011

相談

行政書士による無料相談

相続・遺言、成年後見制度、法人設立、建設業宅建業などの許認可、契約書作成などに関する相談です。

とき 13日(金)午後1時～5時 **ところ** 市役所別館・相談室B **定員** 4組(先着順) **申し込み・問い合わせ** 大阪府行政書士会南大阪支部 ☎365-7690

皆さんの善意 [敬称略]

【社会福祉協議会・善意銀行へ】社会福祉に
◇匿名1,000円を



国民健康保険

異動の届け出は忘れずに

国民健康保険に加入するときや、やめるときなど資格の異動があったときは、14日以内に手続きをしてください。加入手続きが遅れた場合は、医療費が全額自己負担になる場合があります。

異動の種類と手続きに必要なものは、下表のとおりです。

	資格の異動	手続きに必要なもの
加入するとき	転入してきたとき	転出証明書
	ほかの健康保険をやめたとき	資格喪失証明書または離職票
	子どもが生まれたとき	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書
やめるとき	転出するとき	被保険者証
	ほかの健康保険に加入したとき	両方の被保険者証
	死亡したとき	被保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	被保険者証・保護開始通知書
その他	市内で住所が変わったとき	被保険者証
	世帯主が変わったとき	被保険者証
	被保険者証をなくしたとき	

※届け出には、印鑑と運転免許証などの本人確認書類およびマイナンバーカードを持参してください

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9470

特定健康診査の受診券を送付します

令和4年4月1日現在、国民健康保険に加入する、40歳以上の対象者に「特定健康診査受診券」を今月下旬に送付します。受診期間は6月1日(火)から令和5年3月31日(金)までです。医療機関へ予約のうえ、必ず国民健康保険証と受診券を提示し受診してください。4月2日以降に加入し、特定健診の受診を希望する人は市役所保険年金グループへ申請してください。

なお、受診日に加入していない人や同年度内に人間ドックを受診する人は受診できません。誤って受診した場合は、特定健康診査受診料を市へ返金する必要があります。

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9471

国民年金

届け出忘れにご注意ください

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届け出は加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときも必要です。

【退職するとき】

厚生年金や共済年金に加入していた第2号被保険者は、退職すると第1号被保険者になります。また、扶養されている配偶者(第3号被保険者)がいる場合は、あわせて届け出が必要です。

【第3号被保険者の配偶者が65歳になったとき】

老齢厚生年金の受給権がある65歳以上の人は、配偶者を扶養できません。これにより、その人に扶養されていた60歳未満の配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者になるので届け出が必要です。

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9473

税

軽自動車税(種別割)の減免申請は31日(火)まで

障がいのある人が利用する軽自動車などで、一定の要件にあてはまる場合は、軽自動車税(種別割)が減免されます。

31日(火)までに、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などのいずれかの手帳、車検証、納税通知書、運転免許証、納税義務者のマイナンバーカードまたは有効なマイナンバー通知カードと本人確認書類を持って市役所税務グループで手続きしてください。

代理人が申請する場合は身体障害者手帳などの原本と各書類の写し、委任状が必要です。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9402

固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の納税通知書を2日月から順次発送

市内に土地・家屋・償却資産や軽自動車を所有している人で納税通知書が届かない人は、市役所税務グループへ連絡してください。口座振替の場合は、金融機関名なども記載していますので確認してください。

問い合わせ 税務グループ(固定資産税・都市計画税) ☎349-9401、(軽自動車税) ☎349-9402

31日(火)は固定資産税・都市計画税第1期分、軽自動車税(種別割)の納期限

固定資産税・都市計画税第1期分、軽自動車税(種別割)は、金融機関、コンビニエンスストアまたはスマホ決済で納めてください。

税金を滞納すると、督促手数料や延滞金がかかるほか、財産の差し押さえなどの滞納処分を行う場合があります。納期限までに納付が困難な場合は、早めに市役所税務グループへ納付方法を相談してください。なお、督促状を発送してから一定期間経過後、未納の人にはショートメッセージサービスにより納付を呼びかける場合があります。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9400

市税は便利な口座振替を利用しましょう

指定の口座から自動的に振り替えて納付されるので、納期のたびに金融機関へ出かける手間が省け、納付忘れもなくなります。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9400

自動車税(種別割)の納期限は31日(火)まで

納税通知書裏面に記載の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、府税事務所などで納付できます。また、クレジットカード(インターネットによる手続き)、府税収納を扱う金融機関(ゆうちょ銀行を除く)のPay-easy、スマートフォン決済アプリ PayB、LINE Pay 請求書支払い、楽天銀行コンビニ支払サービスによる納付が可能です。詳しくは、大阪府ホームページを確認してください。

問い合わせ 大阪府自動車税コールセンターナビダイヤル ☎0570-020-156

労働

ひとり親家庭等のための就業支援講習会

母子家庭の母や寡婦、父子家庭の父が対象の講座です。2歳～未就学児の保育があります。就職セミナーの受講が必須です。

【介護職員初任者研修】

とき 7月30日～12月17日の土曜日(全17回) ところ 未来ケアカレッジ布施校(東大阪市長堂/近鉄奈良線「布施駅」下車) ※7月30日(開講式)、12月17日(閉講式)は大阪府立母子・父子福祉センター 受講料 1万円(教材費など) 定員 20人(多数の場合は抽選)

申し込み 往復はがきに講座名・郵便番号・住所・名前・年齢・電話番号・職業・志望動機・過去に当センターで受講した講座名・Wi-Fi環境の有無・保育希望者は子どもの名前・年齢を書いて、〒537-0025大阪市東成区中道一丁目3-59大阪府立母子・父子福祉センター内大阪府母子家庭等就業・自立支援センター。6月30日(木)消印有効。大阪府立母子・父子福祉センターホームページからも可 ※返信はがきにも郵便番号・住所・名前を書いてください

問い合わせ 大阪府母子家庭等就業・自立支援センター ☎06-6748-0263

介護面接会&説明会

とき 24日(火)午後2時～4時 ※午後3時45分まで受け付け **ところ** ハローワーク河内長野(河内長野市昭栄町/南海高野線「河内長野駅」から南海バス「市民交流センター前」バス停)下車 **持ちもの** 履歴書(応募したい企業分)、あればハローワークカード **申し込み・問い合わせ** 電話でハローワーク河内長野事業所サービス部門 ☎0721-53-3081 ※先着順(面接の予約に空きがあれば当日参加可)

安全

全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉情報伝達試験

18日(水)午前11時から、防災行政無線の屋外拡声子局(スピーカー)から、全国一斉試験放送を行います。ただし、気象・地震などによっては試験放送を中止する場合があります。
放送内容 チャイム音→これは、Jアラートのテストです(3回繰り返し)→こちらはぼうさいおおさかさまです→チャイム音
問い合わせ 危機管理室 ☎366-0011

募集

太陽光発電システム・蓄電池共同購入者

大阪府では、太陽光パネルや蓄電池を府民みんなでおトクに購入する共同購入者を募集します。
購入プラン 太陽光パネル、蓄電池など **申し込み** 9月20日(火)までに大阪府ホームページから
問い合わせ おおさかみんなのうちに太

陽光事務局フリーダイヤル ☎0120-758-300、大阪府エネルギー政策課(おおさかスマートエネルギーセンター) ☎06-6210-9254

令和4年度堺市職員採用試験(消防吏員)

第一次試験日 6月19日(日) **申し込み** 2日(月)～16日(月)午後5時に堺市電子申請システムから
問い合わせ 堺市人事委員会事務局 ☎228-7449・FAX228-7141

ライフ・親子グラウンドゴルフ当日運営ボランティアスタッフ

とき 29日(日)午前8時30分～午後1時 ※雨天中止 **ところ** 市民総合グラウンド
対象 18歳以上の人 **定員** 10人程度 **申し込み** 13日(金)午後5時までに市役所社会教育グループへ直接。市ホームページからも可
問い合わせ スポーツ推進委員会事務局(社会教育グループ内) ☎349-9487

「20歳(はたち)の集い(仮称)」企画運営委員



令和5年1月に開催する「20歳(はたち)の集い(仮称)」の企画運営委員を募集します。
対象 市内に住んでいる18～22歳の人 **募集人数** 20人程度 **申し込み** 6日(金)～31日(火)(土・日曜日を除く)に市役所社会教育グループで配布する応募用紙を社会教育グループへ直接 ※募集要項、応募用紙は市ホームページからもダウンロード可
問い合わせ 社会教育グループ ☎349-9487

環境

光化学スモッグに注意

光化学スモッグは、自動車や工場の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが紫外線と反応し、光化学オキシダントを生成し、大気が白くもやがかかった状態になります。風が弱く、気温が高く、日差しが強い日に発生しやすい傾向があります。光化学オキシダントは、高濃度になると人や

植物に影響をおよぼす恐れがあり、市では「予報」「注意報」などを発令し、注意を呼びかけています。発令された場合、屋外での激しい運動や外出などは避け、屋内へ入りましょう。

目がチカチカする、のどが痛むなどの症状が出たときには、水道水で洗眼やうがいをするなどし、しばらく安静にしましょう。光化学スモッグの発令状況は、大阪府ホームページで確認できます。

問い合わせ 生活環境グループ ☎366-0011

夏の省エネ強化期間を実施します

市では、省エネルギー活動推進のため、次の取り組みを実施します。ご理解とご協力をお願いします。

実施期間 1日(日)～10月31日(月) **内容** ○執務室・会議室における適正冷房(室内温度28℃)の実施 ○軽装(「ノー上着、ノーネクタイ」を原則としたクールビズスタイル)での勤務

問い合わせ 生活環境グループ ☎366-0011

水道

水道の修繕業務案内

配水管から水道メーターまでの間で水漏れなどを発見した場合は、大阪狭山水道センターまたは委託業者へ連絡してください。この場合、費用はセンターが負担します。

委託業者 (株)泉ヶ丘設備 ☎297-0929/池尻中三丁目10番8号 ※水道メーターより屋内側の水漏れは、センターの指定業者(大阪広域水道企業団ホームページで確認してください)へ連絡してください。費用は個人負担になります。また、集合住宅や賃貸住宅の場合は、それぞれの管理組合または所有者へ連絡してください

問い合わせ 大阪広域水道企業団大阪狭山水道センター工務課 ☎349-9413

水道メーターの取り替えにご協力を

水道メーターは、計量法に基づき8年以内に取り替えなければなりません。大阪狭山水道センターでは、水道メーターの取り替えを計画的に行っています。取り替えの対象者には、事前に「水道メーター取替のお知らせ」を配布します。取り替えは(株)泉ヶ丘設備の社員が業務委託証を携帯して行います。

問い合わせ 大阪広域水道企業団大阪狭山水道センターお客様センター ☎349-9476